

現状の課題

児童虐待が社会問題になっている現状を踏まえて民法の懲戒権に関する規定等を見直すとともに、いわゆる無戸籍者の問題を解消する観点から民法の嫡出推定制度に関する規定等を見直す必要がある。

検討の経過

令和元年6月 法務大臣による法制審議会への諮問
令和元年7月～ 民法（親子法制）部会における調査審議
令和4年2月 法務大臣に対する要綱の答申
令和4年12月 参議院本会議において法案の可決・成立（12月16日公布）

改正法の骨子

（施行日：令和6年4月1日）

第1 懲戒権に関する規定等の見直し

懲戒権に関する規定（改正前民法第822条）が、児童虐待を正当化する口実になっているとの指摘。

改正前民法第822条を削除した上、親権者は民法第820条により必要な監護教育をすることができることを前提に、監護教育に際し、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達に配慮しなければならない、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならないものとする。

【新民法821条関係】

⇒ 公布日（令和4年12月16日）から施行

※本改正に伴い、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律上の監護教育に関する規定についても同様の措置を講ずる。

第2 嫡出推定規定の見直し・女性の再婚禁止期間の廃止

1 嫡出推定の範囲に例外を設ける方策

婚姻の解消等の日から300日以内に生まれた子は、前夫の子と推定するとの原則は維持しつつ、無戸籍者問題を解消する観点から、母が前夫以外の男性と再婚した後に生まれた子は、再婚後の夫の子と推定するとの例外を設けるものとする。【新民法772条関係】

⇒ 施行日（令和6年4月1日）以後に生まれる子に適用

2 女性の再婚禁止期間の廃止

1の見直しに伴い、女性の再婚禁止期間を廃止する。

【改正前民法733条関係】

⇒ 施行日（令和6年4月1日）以後にされる婚姻に適用

第3 嫡出否認制度に関する規律の見直し

1 否認権者を拡大する方策

- ・ 否認権者を、子及び母に拡大する。
- ・ （第2の1により）再婚後の夫の子と推定される子については、母の前夫にも否認権を認める。【新民法774条、775条、新人訴41条関係】

2 嫡出否認の訴えの出訴期間を伸長する方策

- ・ 嫡出否認の訴えの出訴期間を、現行法の1年から伸長する。
 - 父が提起する場合：父が子の出生を知った時から3年
 - 子・母が提起する場合：子の出生の時から3年
 - 前夫が提起する場合：前夫が子の出生を知った時から3年

【新民法777条-778条の2関係】

⇒ 施行日（令和6年4月1日）以後に生まれる子に適用
ただし、子及び母は、施行日から1年間に限り、施行日前に生まれた子について否認することができる。

第4 第三者の提供精子を用いた生殖補助医療により生まれた子の親子関係に関する民法の特例に関する規律の見直し

第3の1の見直しに伴い、妻が夫の同意の下、第三者の提供精子を用いた生殖補助医療により懐胎・出産した子については、夫に加え、子及び妻も、嫡出否認をすることができないものとする。

【新生殖補助医療法10条関係】

第5 認知無効の訴えの規律の見直し

子、認知をした者及び子の母は、原則的に、所定の起算点から7年以内に限り、認知について反対の事実があることを理由に、認知の無効の訴えを提起することができるものとする。【新民法786条、新人訴43条関係】

⇒ 施行日（令和6年4月1日）以後にされる認知に適用